

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
がと日  
の翌日)

## 目 次

◇教訓令  
平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校スキー大会鳥取県実施本部設置規程

## 訓 令

- 第一条 平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校スキー大会を円滑に運営するため、平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校スキー大会鳥取県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- （組織及び分掌事務）
- 第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- （職制）
- 第三条 実施本部に本部長、副本部長及び参与を置く。
- 2 本部長は、副知事にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長及び教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 参与は、出納長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、実施本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位によりその職を代行する。

## 鳥取県教育委員会訓令第五号

平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校スキー大会鳥取県実施本部設置規程を次のように定める。

平成三年十二月六日

鳥取県教育委員会訓令第五号

鳥取県知事 西 尾 囗 次  
キ一大会鳥取県実施本部設置規程  
西 尾 圭 介

- 7 参与は、実施本部の運営に参画する。
- 8 本部長は、特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、本部付を置くことができる。
- 第四条 部に部長及び副部長を、班に班長を置く。
- 2 部長、副部長、班長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。
- 5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (班員)
- 第五条 班員は、班長の所属する課又は室の職員（前条第一項の規定により、班長に充てられる者を除く。）をもって充てる。
- 2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる課又は地方機関の職員をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の職員を班員とることができる。
- 4 班員の事務分担は、班長が定める。  
(委任)
- 第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成三年十二月六日から施行する。
- 2 この訓令は、平成四年二月十五日限り、その効力を失う。
- 別表第一（第二条関係）

総務部	
	一 実施本部の総括に関すること。
	二 関係機関等との連絡調整に関すること。
	三 大会役員及び競技会役員の編成に関すること。
	四 大会役員、競技会役員及び競技役員の受付に関すること。
競技式典部	
	一 競技役員の編成に関すること。
	二 競技記録の収集及び速報に関すること。
	三 総合成績に関すること。
	四 開・閉会式場及び競技会場の施設等の設置及び管理に関すること。
施設部	
輸送交通警備部	一 選手団、役員等のバス輸送に関すること。
	二 開・閉会式場、競技会場等における交通規制に関すること。
	三 開・閉会式場及び競技会場における警備に関すること。
宿泊衛生部	
	一 選手、監督、観客等の配宿等の調整に関すること。

別表第二（第二条関係）

		総務部	
		総務班	
報道 広報班	受付	一 実施本部の総括に関する事。	
	案内班	二 文部省、全国高等學校体育連盟その他の関係機関との連絡調整に関する事。	
		三 監督会議及び視察員説明会に関する事。	
		四 組織委員会の運営に関する事。	
		五 大会役員及び競技会役員の編成に関する事。	
		六 大会参加者に配布する資料の作成に関する事。	
		七 自衛隊との連絡調整に関する事。	
		八 県有車の運行計画に関する事。	
		九 その他他部及び部内他班の主管に属しない事。	

- 二 開・閉会式及び競技会場における食品衛生及び環境衛生に関する事。
- 三 開・閉会式及び競技会場における医療救護に関する事。
- 四 案内所の運営に関する事。
- 五 部内各班の総合調整に関する事。
- 六 報道員に対する撮影誘導及び資料の配布その他報道員に関する事。
- 七 記録写真の撮影に関する事。
- 八 報道員に対する撮影誘導及び資料の配布その他報道員に関する事。
- 九 道員に関する事。

		競技部	
		競技班	総務班
式典班	記録	一 競技記録の収集に関する事。	
	記録班	二 競技記録の速報に関する事。	
会場班	公式	一 総合成績の算出に関する事。	
	記録班	二 競技記録の印刷及び整理に関する事。	
式典班	会場班	一 会場設営及び会場装飾に関する事。	
		二 一般観覧者の整理誘導に関する事。	
		三 会場及び会場周辺の環境美化に関する事。	
		四 輸送交通警備部との連絡調整に関する事。	
		五 放送施設の管理に関する事。	
式典班	一 開・閉会式式典の進行に関する事。		
	二 場内放送に関する事。		
	三 放送指令室に関する事。		
	四 競技役員及び選手団の受付及び集合に関する事。		
	五 都道府県旗用旗竿の配布に関する事。		
	六 選手団整列及び誘導に関する事。		
	七 プラカードの管理に関する事。		



別表第三（第四条関係）

総務部長	総務部長
総務部副部長	総務部副部長
総務部総務班長	総務部次長及び教育委員会事務局次長
総務部受付案内班長	教育委員会事務局国民体育大会推進室長
競技式典部長	総務部税務課長
競技式典部副部長	総務部広報文書課長
競技式典部總務班長	教育委員会教育長
競技式典部競技班長	教育委員会事務局次長
競技式典部記録總務班長	教育委員会事務局総務課長
競技式典部公式記録班長	教育委員会事務局教職員課長
競技式典部会場班長	教育委員会事務局生涯学習課長
競技式典部式典班長	教育委員会事務局指導課長
施設部長	教育委員会事務局税事務所
施設部副部長	鳥取県東部県税事務所
施設部施設班長	鳥取県中部県税事務所
輸送交通警備部長	鳥取県西部県税事務所
輸送交通警備部副部長	鳥取県中部県税事務所
輸送交通警備部總務班長	鳥取県西部県税事務所
輸送交通警備部輸送班長	鳥取県中部県税事務所
輸送交通警備部交通対策班長	鳥取県中部県税事務所
輸送交通警備部消防警備班長	鳥取県中部県税事務所
宿泊衛生部長	宿泊衛生部宿泊総務班長
農林水産部農政課長	衛生環境部衛生課長
衛生環境部長	衛生環境部自然保護課長

別表第四（第五条関係）

宿泊衛生部副部長	宿泊衛生部副部長	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部次長
宿泊衛生部衛生班長	宿泊衛生部衛生班長	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部衛生課長
宿泊衛生部救護班長	宿泊衛生部救護班長	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部医務課長
宿泊衛生部接伴班長	宿泊衛生部接伴班長	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部自然保護課長
総務部受付案内班	総務部受付案内班	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部自然保護課長
競技式典部記録班	競技式典部記録班	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部自然保護課長
競技式典部会場班	競技式典部会場班	鳥取県東部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県西部県税事務所	衛生環境部自然保護課長
競技式典部式典班	競技式典部式典班	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センター	衛生環境部自然保護課長
教育委員会農政課長	教育委員会農政課長	教育委員会事務局総務課	教育委員会事務局総務課	教育委員会事務局総務課	衛生環境部自然保護課長
教育委員会環境部長	教育委員会環境部長	教育委員会事務局同和教育課	教育委員会事務局同和教育課	教育委員会事務局同和教育課	衛生環境部自然保護課長

平成3年12月6日 金曜日

## 鳥取県公報

(号外) 第92号 6

宿泊衛生部宿泊総務班	輸送交通警備部消防警備班	輸送交通警備部交通対策班	輸送交通警備部輸送班	施設部施設班	鳥取県中部福祉事務所	鳥取県西部福祉事務所	鳥取県米子児童相談所	鳥取県教育研修センター	教育委員会事務局文化課
鳥取県根雨保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県日野地方農林振興局	鳥取県倉吉土木事務所	鳥取県米子土木事務所	鳥取県根雨土木事務所	鳥取県米子保健所	中部教育事務所
鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県日野地方農林振興局	鳥取県倉吉土木事務所	鳥取県米子土木事務所	鳥取県根雨土木事務所	鳥取県米子保健所	西部教育事務所
宿泊衛生部救護班	宿泊衛生部衛生班	鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	鳥取県米子保健所	教育委員会事務局文化課

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥

取

県

〔定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)〕